

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器ドライウェル露点温度モニター用検出器のモード切替スイッチが正規の選択位置になかったことによる露点温度指示値の上昇が認められたため、当該モード切替スイッチを正規の位置に変更及び原因調査後、対応検討	G III	
2	4号機	高圧注水系主ポンプバランス管1次ドレン弁の点検において、弁箱側ブッシュのネジ込み部に腐食が認められたため、当該弁を交換	G III	
3	4号機	高圧注水系ポンプ入口弁（復水貯蔵タンク側）駆動部の点検において、弁と駆動部の嵌合部（ステムナット）のネジ部に摩耗及び筋状の面荒れが認められたため、当該部品を交換	G III	
4	4号機	主低圧タービン（B）ノズルダイヤフラム（上半）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
5	4号機	タービン補機冷却系サージタンクレベルの上昇傾向が確認されたことから、現場調査した結果、熱交換器（A）に海水の漏れ込みが認められたため、当該熱交換器（A）を点検・修理	G III	
6	5号機	廃棄物処理系原子炉格納容器床ドレンサンプポンプ出口配管用ドレン弁の点検において、弁蓋締付けナット部の固着による同弁の分解不可が認められたため、当該弁を交換	G III	
7	5号機	第3給水加熱器（A・B・C）用ドレンレベル調整弁駆動部の点検において、開側作動時間に管理値外れ（計3台）が認められたため、当該駆動部の弁開度検出リレーを交換	G III	
8	5号機	循環水系ポンプ（A・C）の点検において、軸シール水供給用配管の流量確認窓のゴムライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	G III	
9	5号機	取水設備バー回転式スクリーン装置（A～G）及びトラベリングスクリーン装置（A～G）用洗浄水配管のゴム伸縮継手（計21台）に経年劣化によるひび割れが認められたため、当該伸縮継手を交換	G III	
10	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）の点検において、各グランドシール部内の固定用ピン（計5本）に浸食及び同タービン（A）のグランドシール部締付ボルト（1本）に折損が認められたため、当該ピン及びボルトを交換	G III	
11	5号機	第4給水加熱器（B）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（43本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け	G III	
12	5号機	5、6号機用計算機室の中央制御室側入口床面の化粧板に一部破損（ひび割れ、欠け）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
13	5号機	所内ボイラ（A）の蒸気流量指示計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該流量指示計を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	主発電機密封油処理装置のフロートトラップ・バイパステスト弁の操作ハンドル紛失による開閉操作不可が認められたため、ハンドルを取付け	G III	
15	6号機	原子炉格納容器サプレッションプール水温度記録計に6時間毎の定時印字不良が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	G III	
16	集中環境施設	機器ドレンクラッドサージタンク（B）の攪拌用再循環配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
17	その他	警報付個人線量計（ガンマ線・ベータ線用）にベータ線の異常計数が認められたため、当該個人線量計を回収及び原因調査後、対応検討	G III	